

緊急事態宣言の解除に伴う学校開放事業の 利用制限の解除について(お知らせ)

国の緊急事態宣言の解除に伴い、下記のとおり、学校開放事業(体育館、グラウンド等の施設)の利用及び予約受付業務を一部変更します。

利用者の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年3月12日

木津川市教育委員会

記

施設名	利用制限解除日	施設利用制限解除内容
木津小学校体育館/相楽小学校体育館 高の原小学校体育館/相楽台小学校体育館 木津川台小学校体育館/梅美台小学校体育館 州見台小学校体育館/城山台小学校体育館 加茂小学校体育館/南加茂台小学校体育館 上狛小学校体育館/棚倉小学校体育館 木津中学校体育館/木津第二中学校体育館 木津南中学校体育館/泉川中学校体育館 山城中学校体育館	3月20日～	・施設利用の再開。 ・施設利用予約の受付を再開。
南加茂台小学校グラウンド/棚倉小学校グラウンド	3月20日～	・午後8時以降の施設利用の再開。 ・午後8時以降の施設利用予約の受付を再開。

※施設のご利用について、引き続き、「感染防止策チェックリスト」、「利用者名簿・消毒箇所リスト(体育館用)」を遵守していただき、検温、マスクの着用、手洗い、施設の消毒など、感染防止対策にご理解、ご協力をお願いいたします。